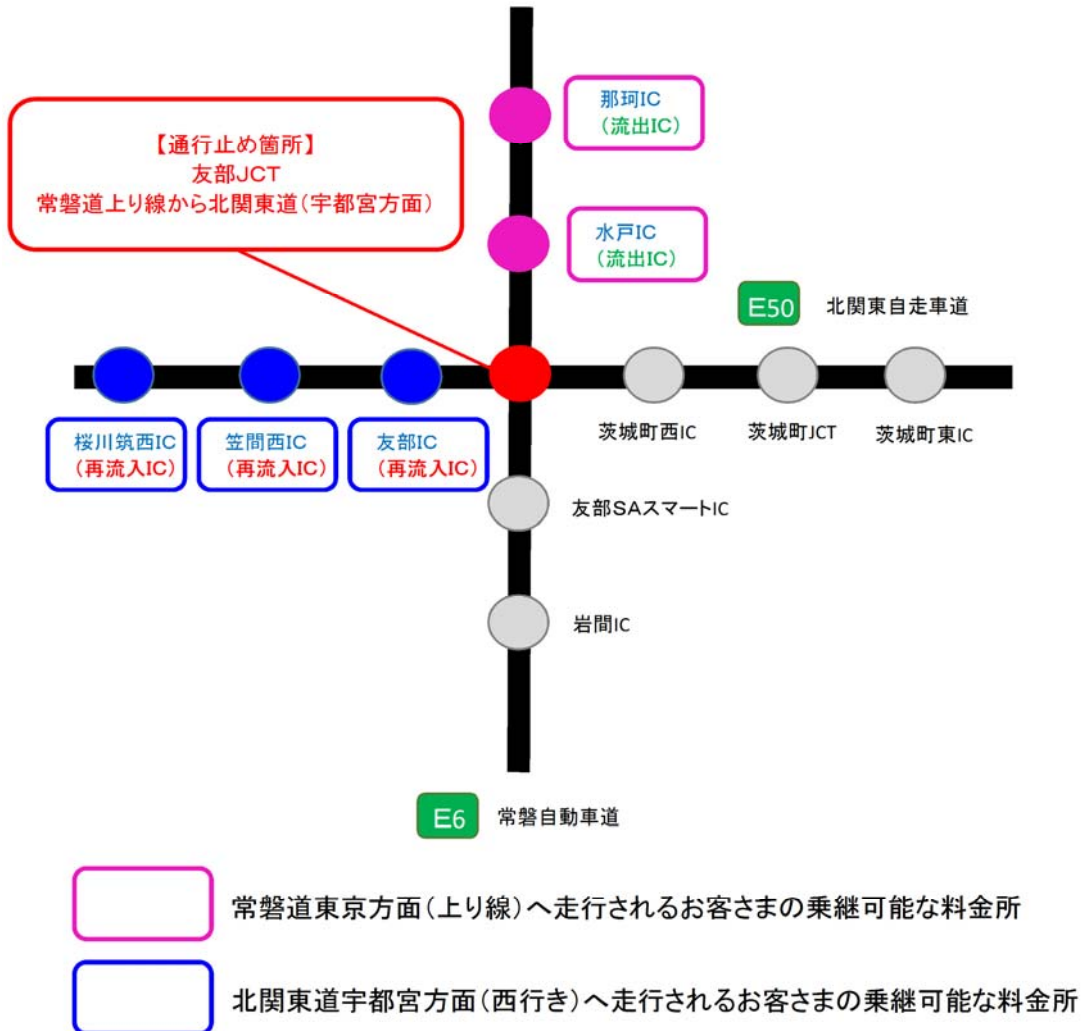


乗継調整について



◆乗継調整のご利用方法

《ETCのお客さま》

○ETCをご利用のお客さまは、流出指定ICを無線走行していただき、再流入指定ICも無線走行をお願いします。(ETC車には「乗継証明書」は発行されません)

○乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、ETC時間帯割引を適用します。

なお、通常料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。

《現金等のお客さま》

○現金等でお支払いのお客さまは、流出指定ICで「乗継証明書」をお受け取りのうえ、再流入指定ICで「通行券」をお取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と「通行券」をお渡してください。